

# 令和6年教育委員会第7回臨時会会議録

開会日時 令和6年6月24日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子  
同職務代理者 谷 部 憲 子  
委 員 井 口 信 二  
委 員 上 原 有美江  
委 員 壺 内 明  
委 員 田 中 健

## 議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・教育指導課長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	江川 泰輔	・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信
・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之	・生涯学習課長	柏原 正彦
・生涯スポーツ課長	宮木 亮	・中央図書館長	新井 秀成

書記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 谷部 憲子 委員 井口 信二

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第7回臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、谷部委員と井口委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が2件でございます。

それでは、議案第45号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第45号「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、「提案理由」でございますけれども、渋江小学校と木根川小学校を統合いたしまして、東四つ木小学校とするに当たって所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、後ろに新旧対照表をつけてございます。左側の現行のもの、そして右側が改正案になってございます。

改正案の内別表につきまして、渋江小学校及び木根川小学校を削るとともに、新たに東四つ木小学校を加えまして、現行の渋江小学校と木根川小学校の通学区域を併せました東四つ木一丁目の全域、及び同二丁目1と11から15、22から26、そして同三丁目、四丁目の全域を東四つ木小学校の通学区域とするものでございます。

付則といたしまして、令和7年4月1日からの施行としてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第45号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第46号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは、私から議案第46号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について説明申し上げます。

本件は、5月27日にご審議いただいた条例改正に続き、必要な規則改正を行うものでございます。

その「概要」につきましては、資料を2枚おめくりいただいた3枚目に参考資料としてまと

めてございますので、そちらをご覧ください。

まず1の「改正理由」でございますが、葛飾区東新小岩運動場の新設に係る規定を設けるほか、所要の改正をするものでございます。

次に2の「概要」でございます。送り仮名の整理等を行う規定の整備を始め、葛飾区東新小岩運動場を、教育委員会が管理を行う場合の読み替えについて、また抽選申請による使用期間やサッカー及びフットサルで使用するゴールなどの体育施設備付器具について定めるものでございます。

このうち、(3)の抽選申請による使用期間につきましては、次のページから添付してございます新旧対照表の7ページの上段に付則の第3項が記載してございますので、そちらをご覧ください。条例付則第3項の規定により、葛飾区東新小岩運動場の管理を教育委員会が行う場合は、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中段に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用するもので、次の表の下から2段目にございます第6条第3項につきましては、東新小岩運動場の野球場やテニスコートなどにつきまして、使用希望日の属する月の2カ月前の1日から10日までといたします。また、陸上競技場のトラック及びフィールドを一体で使用する場合は、使用希望日の属する3カ月前の同日とするものでございます。

このことから、野球場やテニスコートなどにつきましては、9月1日利用分は7月1日から10日まで。また陸上競技のトラック及びフィールドを一体で使用する場合は、9月24日利用分を本日6月24日から抽選申請の受付を開始することを想定しているものでございます。

ここで、お手数をおかけしますが、先ほどの参考資料へお戻りください。次に3の「施行期日」でございます。本年9月1日といたしまして、ただし葛飾区東新小岩運動場の使用の承認その他この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができることを定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 新しい運動場の名称は「東新小岩運動場」でいいのですね。

○**教育長** 生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** お見込みのとおりでございます。条例でそのとおり定めます。

○**教育長** 壺内委員。

○**壺内委員** 野球やテニス、陸上などのほかに、どういう種目のスポーツができるのですか。

○**教育長** 生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** 施設といたしましては、お話のとおり野球場であったり、サッカー場であったり、テニスコート場もございます。また、陸上競技場では、陸上はもとよりサッカー、

あとはラグビーなども練習として活用することができるものでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 すぐそばにあるマンションの住民の方にしてみると、静かだった今までの環境が変わってしまうのがすごく不安であるようです。今までは毎日利用者がいるわけではなかったけれども、東新小岩運動場としての利用が開始されると毎日利用者がいるかもしれません。それによる騒音などが気になる場所ですが、近隣住民の方に対してはどのように説明をなさっているのでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 まず、4月にございました住民説明会の中では、今後、運動場として活用していくに当たって、ご要望を大きく2点いただきました。まず1点目が、近隣に保育園など園庭が余らないというところの中で、供用開始前からでもお散歩など園児たちが一部入れるような期間などを設けてほしいというお話がございました。そちらは一般の方にも内覧会の形でお示しできるよう、今後お伝えしていく予定でございます。

2点目が運動場としての敷地の管理についてです。北側の、特に道路の部分で植樹している落葉が、そちらに風の関係も含めて溜まってしまうということが言われております。そちらは現在維持管理を委託している事業者に、小まめに外周のチェックなどをしていただいて、清掃にかかっているところでございます。以上の意見を考慮すると、運動場として使用する場合においてのご意見は余りなかったものと認識しています。

ただ、今後の話として、政策経営部で検討や基礎調査などを進めていくスタジアムの部分につきましては、委員がおっしゃるとおり様々のご心配のお声を伺っているところでございます。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 実際には、運用してからのほうがいろいろな意見が出てくると思います。区としてはそのような意見をきちんと聞き取っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決いたします。

以上で本日、ご用意の案件は終了いたしますが、何かそれ以外で各委員からご意見、ご質問などございましたらお願いしたいと存じます。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和6年教育委員会第7回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時10分